

富山県私立高等学校等奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県が授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科大臣決定）に基づき支給する高等学校等奨学給付金（以下、「給付金」という）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「法」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）をいう。

2 この要綱において「高等学校等」とは、法第2条に定める学校のうち、私立高等学校（特別支援学校の高等部を除く）、私立専修学校及び各種学校をいう。

3 この要綱において「就学支援金」とは、法第3条第1項に定める高等学校等就学支援金をいう。

4 この要綱において「学び直し支援金」とは、都道府県が「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱」（平成26年文科科学大臣決定）に基づき実施する支援事業をいう。

5 この要綱において「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に定めるものをいう。

6 この要綱において「基準日」とは、申請年度の7月1日をいう。

(支給対象経費及び支給対象者)

第3条 給付金は、授業料以外の教育に必要な経費として、基準日において次の全ての要件を満たす者（以下、「対象生徒」という。）の保護者等に対し、支給する。

(1) 法第3条に規定する就学支援金の受給権者又は学び直し支援金の支給を受ける者であること。ただし、特別支援学校の高等部に在学するときは、支給しない。

(2) 保護者等が富山県内に住所を有する者であること。

(3) 次のいずれかに該当する世帯の者であること。

ア 基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯に属していること（以下、「生活保護世帯」という。）。イ

アに該当する場合を除き、基準日における保護者等（保護者等が2人以上いるときは、その全員）が市町村民税所得割（給付金を申請する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法328条の規定によって課する所得割を除く。））を課されない者であること（以下、「非課税世帯」という。）。イ

(4) 対象生徒又は保護者等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない者であること。ただし、母子生活支援施設に入所する者はこの限りではない。

(5) 対象生徒又は保護者等がこの給付金とその目的を同じくする給付金で他の都道府県が行うものその他資金の給付等を受けていない者であること。

(給付金の額)

- 第4条 給付金の額は、対象生徒1人につき、第3条第1項第3号に定める世帯の区分及び当該生徒が基準日において在学する高等学校等の課程（その者が基準日において同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、就学支援金の支給を受けるために選択した一の高等学校等の課程）により別表第1に定める額を支給する。
- 2 当該生徒の世帯が非課税世帯に該当する場合で、基準日において、対象生徒に保護者等の扶養親族であり、基準日における年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満である兄弟姉妹がいる場合は、別表第2に定める額を支給する。

(支給の回数)

- 第5条 給付金の支給回数は、対象生徒1人につき、年1回とする。
- 2 対象生徒1人あたりの支給回数は、通算3回（対象生徒が定時制課程又は通信制課程に在学する場合は4回）を超えることはできない。ただし、対象生徒が学び直しへの支援の支給を受ける者である場合は、この限りではない。

(申請書の提出)

- 第6条 給付金の支給を受けようとする保護者等（保護者等が2名以上いる場合は、対象生徒と生計を同じくする保護者のうちの1名。以下、「申請者」という。）は、高等学校等奨学給付金支給申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。なお、高等学校等の設置者に委任がある場合は、高等学校等の設置者を經由して書類を提出することができるものとする。
- (1) 保護者等の所得を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 対象生徒の世帯が生活保護世帯に該当する場合は、第1項第1号の書類に代えて生業扶助が行われていることを証する書類を提出しなければならない。
- 3 第4条第2項の規定による支給を受けようとするときは、第1項の書類に加え次の書類を提出しなければならない。
- (1) 保護者等の扶養親族を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 4 前3項の書類の提出期間については、毎年度知事が定める。

(給付金の支給)

- 第7条 知事は、前条の申請書等を審査し、第3条に掲げられた条件を満たすと決定した場合には、予算の範囲内において第4条に定められた支給額を当該申請者に支給する。ただし、高等学校等の設置者に委任がある場合は、高等学校等の設置者を經由して支給することができるものとする。

(給付金の返還等)

- 第8条 知事は、第3条に掲げる要件と相違する申請事実により支給の決定を受けていた者がいるときは、既に受領した給付金の全部又は一部を返還させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、支給の決定を受けた者が正当な理由なく給付金を受領しないときは、その決定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年又は1年次へ入学（中等教育学校の第4学年への進級を含む。）する者（ただし、平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学する者を除く。）から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項）

世帯区分	在学する高等学校等の課程	支給額
一 生活保護世帯	全日制課程、定時制課程、通信制課程	年額 52,600 円
二 非課税世帯	全日制課程又は定時制課程	年額 39,800 円
	通信制課程	年額 38,100 円

別表第2（第4条第2項）

在学する高等学校等の課程	支給額
全日制課程又は定時制課程	年額 138,000 円
通信制課程	年額 38,100 円

